

岐阜市行政第18-2号
平成18年4月5日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 榊原 秀訓

公文書公開請求に対する非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成17年6月15日付け岐阜市行政第37号で諮問されたで諮問のあった岐阜市長が行った非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政管理部行政室法規グループ

答 申

第 1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が平成15年度の情報公開に係る行政室職員の復命書の公開請求に対して文書不存在として非公開とした処分は、妥当である。

第 2 不服申立人の主張の要旨

1 不服申立ての趣旨

平成17年3月30日付け岐阜市行政第125-1号で実施機関が行った非公開処分は、取り消すべきである。

2 不服申立ての理由の要旨

不服申立人の主張する不服申立ての理由は、次のとおりである。

(1) 該当公文書は、存在する。

(2) 情報公開制度の外部研修を受講することは重要であり、研修を受けないはずがない。

第 3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

平成15年度末の行政室の情報公開の担当者は、室長も含め3人で、担当年数は、それぞれ継続して9年、8年、2年であり、このうち2人については、平成11年度末の岐阜市情報公開条例の大幅な改正を担当し、制度を熟知しており、平成15年度において行政室の当該担当者は、外部の研修の受講をしておらず復命書は存在しない。

第 4 当審査会の判断

実施機関は、外部の研修の受講をしておらず復命書は存在しないと陳述する。

一方、不服申立人は、公文書の存在理由として、情報公開制度の外部研修を受講することは重要であるとの考えを述べているのみであり、復命書の存在をうかがわせるものではない。

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第 5 審査会の審査経緯等

| | | |
|-------|--------|---------------|
| 平成17年 | 3月16日 | 公文書公開請求 |
| | 3月30日 | 実施機関の非公開決定 |
| | 4月 5日 | 不服申立て |
| 平成17年 | 6月 15日 | 諮問 |
| | 7月25日 | 実施機関に陳述書の提出依頼 |
| | 8月 5日 | 陳述書提出 |

| | | |
|-------|--------|------------------|
| | 9月20日 | 陳述書の写しを不服申立人に送付 |
| | 12月 1日 | 不服申立人から意見書の提出 |
| | 12月 2日 | 審査会開催。実施機関から意見聴取 |
| 平成18年 | 1月20日 | 審査会開催 |
| | 2月23日 | 審査会開催 |
| | 4月 5日 | 審査会開催。答申 |